

託送供給等約款の変更認可申請について

第51回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2023年12月20日



5. 各一般送配電事業者の申請内容

③ 沖縄電力の申請内容について（概要）

- 今回意見聴取がなされた内容のうち、沖縄電力の変更認可申請に係る書類を精査したところ、以下の不備が発見された。
 - (a) 約款別表に記載の割引対象変電所等について、割引対象基準に用いることとなっていない配電塔・変電塔が含まれている
 - (b) 様式第6に記載の低圧需要及び合計の「口数」の値について、本来と異なる数字が記入されている
 - (c) 様式第8に記載の「販売電力量又は発受電等量」の値について、本来と異なる数字が記入されている
- 上記の不備は、いずれも託送料金の算定プロセスに影響を及ぼす可能性があることから、沖縄電力の変更認可申請に係る書類の審査を実施するにあたっては、まずは沖縄電力において、不備解消のため申請書類の補正を行っていただく必要があるのではないか。また、発電側課金の導入スケジュールに鑑み、本件については電力・ガス取引監視等委員会に速やかに報告し、意見回答について検討・審議いただくことが望ましいのではないか。

5. 各一般送配電事業者の申請内容

③ 沖縄電力の申請内容について（不備の詳細：a）

- 託送供給等約款別表の「2 系統設備効率化割引の対象変電所等」について、割引対象基準に用いることとなっていない配電塔・変電塔が含まれていた。

割引区分	割引対象変電所等
A-1	友寄変電所, 西那覇変電所, 北那覇変電所, 牧港第一変電所
A-2	西原変電所
A-3	—
B-1	友寄変電所, 高安変電所, 小禄変電所, 那覇変電所, 東町変電所, 壺川変電所, 松尾変電所, 古波蔵変電所, 真玉橋変電所, 上間変電所, 与那原変電所, 繁多川変電所, 牧志変電所, 久茂地変電所, 西那覇変電所, 泊変電所, 曙変電所, 勢理客変電所, 宮城変電所, 城間変電所, 北那覇変電所, 安室変電所, 小那覇変電所, 前田変電所, 南上原変電所, 安谷屋変電所, 渡口変電所, 瑞慶覧変電所, 桑江変電所, 北谷変電所, 島袋変電所, 中の町変電所, 高原変電所, 知花変電所, 天願変電所, 座喜味変電所, 伊良皆第一変電所, 屋良変電所, 伊波変電所, 新金武変電所, 新名護変電所, 伊平変電所
B-2	糸満変電所, 阿波根変電所, 与根変電所, 南風原変電所, 大名変電所, 浦添変電所, 牧港第一変電所, 大山変電所, 普天間変電所, 美里変電所, 中城湾変電所, 喜仲変電所, 与勝変電所, 仲石変電所, 石川変電所, 富着変電所, 恩納変電所, 安富祖変電所, 喜瀬変電所, 名護変電所, <u>久松配電塔</u> , <u>石垣配電塔</u> , <u>登野城配電塔</u> , <u>名蔵配電塔</u> , <u>石垣第二発電所</u> , <u>竹富配電塔</u> , <u>小浜配電塔</u> , 西表東変電所, <u>上原配電塔</u> , <u>伊原間変電塔</u>

割引区分「B-2」に記載の配電塔及び変電塔（計8箇所）は、**割引対象外**とされている。
 ～久松配電塔、石垣配電塔、登野城配電塔、名蔵配電塔、竹富配電塔、小浜配電塔、上原配電塔、伊原間変電塔
 ※配電塔・変電塔は、電力需要の少ない地域に設置される小規模な変電所。

5. 各一般送配電事業者の申請内容

③ 沖縄電力の申請内容について（不備の詳細：b）

- 様式第6における低圧需要及び合計の「口数」の値について、本来（口数等の諸元は不変の前提で申請がなされている）と異なる値が記入されている。

現行の約款内容

様式第6（第12条関係）

送配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延契約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ³ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ³ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	227	-	223	141	1,472,354	1,368	1,462,048
高圧需要	700	58,044	678	315	3,010,512	83,999	2,935,250
低圧需要	833	220,639	681	599	3,867,448	12,332,382	3,631,532
合計	1,760	278,683	1,582	1,055	8,350,314	12,417,749	8,028,830

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要 7,310,238千kWh、高圧需要 14,676,248千kWh、低圧需要 18,157,665千kWh。

変更認可申請内容

様式第6（第12条関係）

送配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延契約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電等量 (10 ³ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ³ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	227	-	223	141	1,472,354	1,368	1,462,048
高圧需要	700	11,609	678	315	3,010,512	83,999	2,935,250
低圧需要	833	44,128	681	599	3,867,448	12,332,328	3,631,532
合計	1,760	55,737	1,582	1,055	8,350,314	12,417,695	8,028,830

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要 7,310,238千kWh、高圧需要 14,676,248千kWh、低圧需要 18,157,665千kWh。

低圧需要口数の下2桁の数字が逆転

5. 各一般送配電事業者の申請内容

③ 沖縄電力の申請内容について（不備の詳細：c）

- 様式第8における「販売電力量又は発受電等量」の値について、単位の設定相違により、本来の1,000倍の値が記入されている。

現行の約款内容

様式第8（第25条関連）

送配電関連需要種別原価等と料金収入の比較表

単位：10の3乗kWh

（単位：千円）

需 要 種 別	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ³ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特 別 高 圧 需 要	10,828,586	19,844,813	106,230	30,779,629	7,310,238	4.210	30,790,576
高 圧 需 要	57,492,101	40,615,067	709,087	98,816,255	14,676,248	6.733	98,793,309
低 圧 需 要	121,160,271	51,978,235	42,598,771	215,737,277	18,157,665	11.881	215,676,248

（記載注意）

様式第3の注1及び2と同様とすること。

変更認可申請内容

様式第8（第25条関連）

送配電関連需要種別原価等と需要側託送供給料金収入の比較表
及び発電側送配電関連原価等と発電側託送供給料金収入の比較表

単位：10の6乗kWh

（単位：千円）

需 要 種 別 等	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量又は発受 電等量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入	
需 要 側	特 別 高 圧 需 要	9,404,768	19,767,919	106,554	29,279,241	7,310,238	4.005	29,320,921
	高 圧 需 要	53,583,951	40,457,831	711,256	94,753,038	14,676,248	6.456	94,647,679
	低 圧 需 要	116,128,344	51,775,692	42,729,012	210,633,048	18,157,665	11.600	210,583,591
発 電 側	11,663,474			11,663,474	26,990,101	0.432	11,768,838	

（記載注意）

様式第3の注1及び2と同様とすること。

（注）上記の三需要種別ごとの単価は、いずれも2023年度から2027年度の送配電関連需要種別原価等と販売電力量をもとに算定している。

なお、2024年度から2027年度の送配電関連需要種別原価等と販売電力量をもとに算定した三需要種別ごとの単価は、特別高圧需要分が3.954円/kWh、

高圧需要分が6.387円/kWh、低圧需要分が11.530円/kWh。